

◎東日本大震災の被災者に対する援助

のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律

(平成二十七年三月三十一日法律第四号)(衆)

一、提案理由(平成二十七年三月二十四日・衆議院本会議)

○奥野信亮君 たいいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、東日本大震災法律援助事業の執行状況に鑑み、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の有効期限を平成三十年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

本案は、去る三月二十日の法務委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院法務委員長報告(平成二十七年三月三十一日)

○魚住裕一郎君 たいいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院法務委員長提出によるものであります。東日本大震災法律援助事業の執行状況に鑑み、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の有効期限を三年間延長し、平成三十年三月三十一日までとするものであります。

委員会におきましては、衆議院法務委員長奥野信亮君より趣旨説明を聴取した後、震災法律援助のニーズに対する提出者及び法務省の認識、被災者支援の充実に向けた取組、法テラスの業務を被災者に周知することの重要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。